
プロジェクト **バーチャル PPA に係る会計上の取扱い**

項目 **第 550 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 550 回企業会計基準委員会（2025 年 7 月 3 日開催）で議論された事務局の分析及び提案について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 事務局の分析及び提案について聞かれた意見

（制度変更への対応の検討）

2. 制度変更への対応に関する事務局の提案について概ね賛同する。
3. 事務局の提案する修正文案は、簡潔で分かりやすいと考える。
4. 別紙 3 の確定した制度変更の概要では、制度上、非化石証書を取得した会社の子会社及び関連会社が融通先の対象となっている一方で、親会社及びその他の関係会社は対象となっていない。この制度を実務対応報告に受け入れる際の理屈として、広く言えばグループに含まれることから関連会社を含めると整理しているが、契約当事者を主体として会計処理を考える中で、子会社及び関連会社に融通する場合と親会社及びその他の関係会社に融通する場合とで、同じグループであるにもかかわらず会計処理が異なる結果となる提案に違和感がある。ただ、実務対応報告であることから子会社及び関連会社を対象にする点について強い反対はないため、結論の背景において、広くグループの観点から関連会社を含める点に加えて、制度上の制約で子会社及び関連会社に限定している点についても明確に記載することを検討いただきたい。
5. 今回の提案は、親会社を需要家として、契約当事者を主体とした会計処理を定めるものと理解しているが、直感に合うのは、自己使用目的で使用した主体の会計処理を定めることだと考えている。契約当事者の費用処理を定める場合、実際に非化石価値を使用する主体との間の取引や費用の減額の処理により不自然な仕訳が起こる可能性があるが、自己使用目的で使用した主体の会計処理を定めると、そのような違和感は減るものと考えられる。現状の定めは、連結財務諸表の定めなのか個別財務諸表の定めなのか分かりづらいため、検討いただきたい。
6. 非化石価値を融通するパターンが出てきたことを受けて、自己使用目的の場合と融通する場合の 2 つで会計処理を定める方が直感に合うと考える。非化石価値を融通する側は、融通先との合意内容に基づき処理することとなると考える。

(非化石価値の定義の再検討)

7. 「非化石価値」について明確な定義が必要と考える。定義の修正によってバーチャルPPAの会計処理の対象を絞り込むことで企業会計基準委員会は何を意図しているのかが伝わるように、補足を加える等の対応を検討いただきたい。

以 上